

佐 本 務 発 第 5 8 1 号
令 和 3 年 5 月 3 1 日

各 部 長
各 参 事 官 殿
各 所 属 長

保 存	3年(令和7年3月31日まで)
有 効	令和7年3月31日まで
企画第二係	

佐 賀 県 警 察 本 部 長

佐賀県公安委員会等の所管する行政手続等に係る情報通信を活用した行政の推進等に関する規則に基づく警察行政手続サイトの運用に関する細目の制定について（通達）

今般、佐賀県公安委員会等の所管する行政手続等に係る情報通信を活用した行政の推進等に関する規則（令和3年佐賀県公安委員会規則第5号。以下「規則」という。）が施行されることに伴い、別添のとおり警察行政手続サイトの運用に関する細目を定め、令和3年6月1日から運用することとしたので、事務処理上誤りのないようにされたい。

別添

佐賀県公安委員会等の所管する行政手続等に係る情報通信を活用した行政の推進等に関する規則に基づく警察行政手続サイトの運用に関する細目

第1 趣旨

この規程は、佐賀県公安委員会等の所管する行政手続等に係る情報通信を活用した行政の推進等に関する規則（令和3年佐賀県公安委員会規則第5号。以下「規則」という。）第9条の規定に基づき、警察行政手続サイト（警察庁が運用する行政手続の申請サイト。以下同じ。）の運用に係る細目的事項を定めるものとする。

第2 対象手続申請等の受理

規則第4条第2項の規定により行われる規則第3条に規定する申請等であって、自動車保管場所の確保等に関する法律（昭和37年法律第145号）及び自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則（平成3年国家公安委員会規則第1号）の規定に基づく申請等を除いたもの（以下「対象手続申請等」という。）は、警察行政手続サイトを經由して行われた場合に受理することとする。

第3 対象手続申請等における措置等

1 電子計算機の技術的基準

対象手続申請等を行う場合における規則第4条第1項に規定する申請等をする者の使用に係る電子計算機の技術的基準は、公安委員会等の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続でき、正常に通信できる機能を備えたものとする。

2 対象手続申請等を行った者を確認するための措置

対象手続申請等を行う場合における規則第4条第4項ただし書に規定する措置は、申請等を行う場合において、不特定の者によって受信されることを目的とする電気通信（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第2条第1号に規定する電気通信をいう。以下同じ。）の送信（公衆によって直接受信されることを目的とする電気通信の送信を除く。）の用に供される電気通信設備のうち当該申請等の用に供する部分（以下この条において「申請部分」という。）をインターネットにおいて識別することができる文字、番号、記号その他の符号であって、申請等を行う者の電子メールアドレス（特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成14年法律第26号）第2条第3号に規定する電子メールアドレスをいう。）ごとに異なるものとなるように、有効期間を定めて割り当てられるもの（以下「ワンタイムURL」という。）を受信し、当該ワンタイムURLを用いて申請部分に接続する措置とする。

3 署名等代替措置

対象手続申請等を行う場合における規則第7条ただし書に規定する措置は、申請等を行う場合において、規則第4条第2項の規定により氏名又は名称を入力し、又は送信する措置とする。

第4 対象手続申請等の方法

1 スキャナ等を使用した申請等がなされる場合

対象手続申請等に際して、規則第4条第3項に規定する申請者（同項の規定に基づき、書面等に記載され、又は記載すべき事項をスキャナ（これに準ずる画像読取装置を含む。）により読み取ってできた電磁的記録を入力し、又は送信しようとする

る者に限る。) に対して、当該電磁的記録に当該電磁的記録を作成した年月日時を記録させることができるものとする。

2 書面等の提出を求める場合

対象手続申請等に際して、規則第8条に該当する場合、申請者に対し書面等（規則第8条に規定する部分に限る。）の提出を求めるときは、警察行政手続サイトを經由して行われた申請等との同一性を担保するために、必要な文字、番号又は記号その他の符号を記載させることができるものとする。